

『和名抄』の地名の「表記」と「読み」

小林 宗 治

一、はじめに

木簡等に書かれている地名で、時にどう読んだらよいか不明な地名が見られる。たとえば、『平城宮発掘調査出土木簡概報二五〔長屋王家木簡〕』の中に次のような地名が見られる。

伊勢国朝明郡褥多里

「褥多里」の「褥多」の読みが難読である。これは見られる通り「郡里」制時代の表記で、後の「郡郷」制下では「朝明郡褥多郷」として表記されてもよさそうである。しかしながら、『倭名類聚鈔』^{※1}には、その郷名が見あたらぬ。

そこで「褥多郷」を『和名抄』不載の郷」として「読み」を考えることも一案ではあるが、筆者は可能な限り『和名抄』との整合性を考えることが肝要であると考えた。そ

れは、寺崎保弘氏の先行論文^{※2}が頭にあったからである。氏はそこで、郷名ではないが、郡名について、木簡中の「築覃」郡という表記が『倭名類聚鈔』中の「埼玉」郡にあたること、また、同じく「志婆」郡が『倭名類聚鈔』中の「穴栗」郡^{※3}にあたることを論じられた。木簡中の地名の「表記」と『和名抄』の地名の「表記」との整合性を考えられた論である。

筆者は寺崎論文に導かれて、「褥多」里は『和名抄』中の「額田」郷、即ち「額田」郷であることを論じたことがある。^{※4}ところで、木簡にかかわって数々の業績をあげておられる市大樹氏は「石神遺跡から出土した荷札木簡」中に見られる

多土評難田

とある地名の「難田」に注目して、「空海の出身地」とい

うコラムを書いておられる。^{※5}

空海の出身地については、彼が出家した際の延暦廿四年九月十一日官符^{※6}が残っており、それには「□学僧空海

俗名、讚岐国多度郡方田郷戸主正六
位上佐伯直道長戸口同姓真魚

と書かれている。そこで、

氏は、木簡中の「多土評」はのちの讚岐国多度郡である。「難田」は「方田」に通じる。」と読み解く。まさにその通りであろう。

だが、『和名抄』には「方田郷」はみえず、「弘田郷」があることから、空海の本籍地は「弘田郷」が正しいといわれてきた⁷が、「先の荷札が出土したことによって」、「空海の時代に「方田郷」があっても何ら不思議ではなくな^{※7}た。」という⁷ことで一応けりをつけておられる。

しかしながら、この論をここで終えてしまつては、や、惜しい気がする。筆者は論題の『和名抄』の地名との整合性を考えたいと思う。即ち、通説とされてきた『和名抄』の「弘田郷」説^{※8}はそれでは間違っているのか、それとも必ずしもそうとも言いきれないのか、それを本稿では論じて見たい。

二、『和名抄』の地名の「表記」と「読み」の問題点

本論に入る前に確認しておきたいことがある。それは『和名抄』の持つ「基準性」と「問題点」ということである。

『和名抄』の持つ「基準性」とは、その「表記」と「読み」の「基準性」ということである。すでに記したごとく『和名抄』の「表記」とその「読み」を基準として、木簡等における難読地名も、その「読み」が確定してきた経緯がある。その点においては、今後の地名研究についても『和名抄』の地名の「表記」とその「読み」は大きな指針となることは間違いないであろう。

だが『和名抄』の「表記」と「読み」がいくら基準となるといつても、それを絶対視しては問題が残るであろう。『和名抄』にも問題があるのである。それをいくつか述べてみたい。

まず、『和名抄』に記載されている郷名の総数が問題となる。つまり、『和名抄』に掲載されている郷名は、当時のすべての郷が記載されているか、ということである。

次に、一般的に『和名抄不載の郷』と言われている郷があることは確かであろうが、すべてそう断定してよいのか、という問題もある。

第三に、『和名抄』の地名の「表記」は確かか、ということも考えなければならぬであろう。

第四に『和名抄』の「表記」に付してある「読み」を絶対視してよいのか、という課題もある。

それでは、第一の問題から順次、述べていくことにする。日本全国にわたって、郷里、庄園等を調査された太田亮

氏は『和名抄』に載る「郷」とそれに載らない「和名抄不載の郷」についても記されている。^{*9} たとえば、尾張国の『和名抄』の郷数は六九郷で「和名抄不載の郷」は五五郷である。これを合計すれば一二四郷となる。これについては水野時二氏も言及されている。^{*10} 氏は『和名抄』の郷数は、より古い史料である「律疏残篇の史料より四〇郷も減少している。」という。つまり「律疏残篇」の編集以前は一〇九郷あったということになる。そして、氏は「このことは和名抄編纂のとき郷の統廃合を行ないその数を減じたものか、あるいは、和名抄の記載に誤りがあったと考えるかいずれかである。このいずれが正しいかは判断できない。」と述べられている。

筆者は、その点については、『和名抄』の記載に誤りがあったと考える。つまり、『和名抄』には、当時のすべての郷が記載されていない、と考えるものである。その根拠は、『和名抄』より古い史料と考えられる「律疏残篇」の郷数が一〇九、『和名抄』の郷数が六九、『和名抄』より後の太田亮氏の調べられた郷数が一二四、ということと考えられると、『和名抄』の郷数が異常に少ない、ということが言える。そこをどう考えたらよいか。そこはやはり、『和名抄』の方に問題があると考えた方が合理的であろうし、説得力があるであろう。

そう考えてよいとすると、「和名抄不載の郷」はほぼ確

実に存在するということになる。そこで、問題になるのが「和名抄不載の郷」と言われる郷についてである。「和名抄不載の郷」は太田亮氏が挙げておられる郷以外にもあるであろうが、とりあえずは太田氏が挙げておられる郷について、それも論の展開上、先にふれた尾張国のそれを検討することによって、第二の問題を考えていきたい。

そこで、尾張国の「和名抄不載の郷」名を検討する資料として、太田亮氏の調査に基づいて水野時二氏が作成された、次の表を見ていただきたい。^{*11}

中島郡	
A	美和、神戸、拝師、小塞、三宅、茜部、石作、日野、川崎（9郷）
B	鈴置、中島、大屋、大須、草部、内籠、久田、牛野（8郷）
海部郡	
A	新屋、中島、津積、志摩、伊福、島田、海部、日置、三刀、物忌、三宅、八田（12郷）
B	藤浪、芝山、秋竹、松葉、佐折、榎墓、伊麦、御厨（8郷）
葉栗郡	
A	葉栗、河沼、大毛、村国、若葉（5郷）
B	大家、足近、竹鼻和（3郷）
丹羽郡	
A	五鬘、稲木、上春、丹羽、穂積、大桑、下沼、上沼、前刀、小弓、小野、小日（12郷）

B	柳橋、井ノ字、石枕、若野、新溝、諸桑、般若野（7郷）
春部郡	
A	池田、柏井、安食、山村、高苑、余戸（6郷）
B	高田、真、森綱、砥山、春部、落合、小木、田幡（8郷）
山田郡	
A	船木、主恵、石作、志誤、山口、加世、両村、余戸、駅家、神戸（10郷）
B	（春日部郡に記載）
愛智郡	
A	中村、千竈、日部、大毛、物部、原田、作良、成海、駅家、神戸（10郷）
B	熱田、荒木、片輪、上中村、御厨、岩墓、日下部、粟飯原、日置、大鷹、大脇、久万之呂、乍（13郷）
智多郡	
A	番賀、贄代、富具、但馬、英比（5郷）
B	日永、智多、横根、垂水、桧原、生道、常滑、山田（8郷）
A欄 和名抄の郷名 水野時二氏 原表	
B欄 和名抄不載の郷名（条理制の歴史地理学的研究）五四四頁	

ただし、表中の愛智郡A欄「原田」（郷）とあるのは「厚田」（郷）の誤刷であろう。筆者の手本にある古活字本『倭名類聚鈔』では「厚田」となっており、同じく名古屋市博物館本『和名類聚抄』でも「熱田」となっており、「厚田」

もしくは「熱田」が正しいと考えられる。

この「厚田郷」については、先述した太田亮氏も「高山寺本熱田郷」と記している。^{※12} 即ち、高山寺本『和名抄』では「熱田」（郷）なのである。しかしながら、太田氏は「熱田郷」を「和名抄不載の郷」としている。^{※13} それを受けて水野時二氏も別表の愛智郡B欄に「熱田」を載せている。この措置は問題があるのではなからうか。それは表記は「厚田」と「熱田」と異なっているが、ともに「アツタ」と読むことにおそらく異論はなからう。とするならば、「厚田」「熱田」は『和名抄』諸本の間での「表記」の異同であり、同所を指す用字ということになる。したがって、「熱田」は「和名抄不載の郷」ではなくなるのである。

さて、愛智郡の「和名抄不載の郷」については、さらに水野氏の言及がある。「日下部、乍などの郷は、A欄の日部や作良などの郷名の変化したものであろう」という指摘である。^{※14} B欄の「日下部」はA欄の「日部」とともに「クサカベ」と読むことができるであろう。「日部」は本来は「日下部」と書くべきところであるが、「三字地名の二文字化と見られる」^{※15}のである。よって「日下部」（郷）は「和名抄不載の郷」ではなくなる。一方、「乍」はどうであろう。水野氏のように「作良」の郷名の変化ともれなくはないが、筆者は別の見解をとりたい。先述した太田亮氏は「乍郷」について、「烏森、今高須賀、八田等と併せ、柳森

村と改む、名所図会云、高須賀は真福寺の古写経の奥書に、「於尾州愛智郡乍郷、高須賀大乘坊書写貞治三年」とある。地にて、乍郷は今も長良の地名のこる。^{※16}と述べている。筆者はこの見解をとる。即ち「乍」は「ナガラ」と読み、現在の地名「長良」にあたと考える。よって、「乍」は「作良」(サクラ)の変化したものでないであろう。とすれば、「乍」(郷)については太田亮氏が挙げられている通り、「和名抄不載の郷」となるのではないか。

なお、愛智郡A欄の「中村」郷とB欄の「上中村」郷もおそらくは別の郷ではないであろう。「中村」郷が大きくなったので、「上中村」「下中村」と分割された郷の、その「上中村」なのではあるまいか。とすれば、「上中村」郷は必ずしも「和名抄不載の郷」とは言い切れないのである。

そのほか、同郡のB欄「荒木」郷については『正倉院文書二十五』に「貢進仕丁歴名帳」と考えられる文書があり、そこに「久例連足月年廿八 尾張国愛智郡荒大郷戸」^{※17}とあるのが注意される。「荒大」郷である。「荒木」の「木」と「荒大」の「大」とは活字では異なるが、筆のくずし書きでは似た字となる可能性がある。いずれが正しいかは元本を見ないことには即断できない、という問題がある。また、「造寺所公文」に「海連津守 年十九 尾張国愛智郡大宅郷戸主海連馬手戸口 天

平勝宝二年四月六日」という文書^{※18}があり、「大宅郷」が注意される。この「表記」の郷名は愛智郡のA欄B欄いず

れにも記載されていない。ただし、この「大宅」郷がA欄の「大毛」郷と「表記」は異なるが同じ読みができると思えば、これは「和名抄不載の郷」ではなくなる。一方、同じ読みではない、即ち、別の郷だとすれば、太田亮氏の「和名抄不載の郷」に掲載されていないが、そこに掲載されてもおかしくない郷である。そのいずれであるかは現在の筆者が持ちあわせている情報では判断できない。

智多郡のB欄「日永」郷も「和名抄不載の郷」と言ってもよいのだろうか。この郷については太田亮氏自身が「(張州府志)今森、岡田、鍛冶屋、松原、羽根、南北糟谷、大興寺等諸邑是也。(尾張志) 森村、岡田村の辺の数村をいふ和名抄に智多郡番賀とあるは蕃賀の誤字にて日永と同じきよし稲葉通邦の補訂府志の草稿にいへり本国帳に智多郡二位日長天神とも見えたり。」と記し、さらに「番賀郷を見よ。」とも述べている。^{※19} つまり、太田氏自身が「日永」郷とA欄「番賀」郷との同一性をほぼ指摘しているのである。また『日本地理志料』も『張州府志』を受けて、「巨森、岡田、鍛冶屋、松原、羽根、糟屋、大興寺諸邑」、称「日長郷」と記し、「番賀郷」と同一としている。

にもかかわらず、『日本歴史地名大系 愛知県の地名』は、「番賀郷」について「平城宮出土木簡の一つに「尾張国智多郡贄代朝倉里」と記すものがあり、その「朝倉里」が現知多市朝倉町の地に比定されうるとするならば、当郷の位置

はその北に求めるのが妥当であろう。*20と、これまでの諸書の「番賀」郷と「日永（長）」郷の同一説を根拠もほとんど示さず否定しているのである。そればかりではない。この『愛知県地名』は「番賀郷」について、「和名抄」高山寺本・東急本、元和古活字本のいずれも訓を欠くとしながら、全く根拠を示すことなく「番賀郷」について、勝手に「番賀郷」とルビをふっているのである。*21

筆者は、これについて異論を唱えざるを得ない。「日永」郷はB欄である。即ち「和名抄不載の郷」となっている。が、本当にそう解してよいかどうかを、A欄の「和名抄の郷名」とつきあわせて見る必要がある。A欄の5郷の郷名の中で、日永、すなわち「ヒナガ」と読めそうな郷名はないのか。ありそうなのが、「番賀」である。「番」は中国語で「班」に通じban（パン）と発音する。だが「番賀」という地名は中国語を借りつつも、日本式に読まねばならない。「番」の韻尾「n」は二合仮名で母韻「a」を添加すると、「ハナ」となり、「番賀」はとりあえず「ハナガ」と読むことができる。ところでこの「ハナ」は「ヒナ」と転じることも可能である。それはたとえば「対」という語が「一対」（イツツイ）「反対」（ハンタイ）対面（トイメン）となるように「ツイ」「タイ」「トイ」と「タ行」で転じることも可能であるから、「ハ行」で「ハナ」が「ヒナ」に転じることは許されるであろう。よって、「番賀」は「ヒナガ」

と読むことが可能であり、「番賀」と「日永（日長）」ともに「ヒナガ」という読みとなる。なお「番」が「蕃」の誤字である可能性も考えられるが、この場合も同じ手続きで「蕃賀」は「ヒナガ」という読みを導き出すことができる。したがって、「日永」郷は『和名抄』の表記とは異なるが「番賀」郷と同じ郷を指し、「和名抄不載の郷」ではなくなるのである。

以下は論が長くなるので、指摘だけにとどめておく。中島郷のB欄「大須」とA欄「小塞」、同じく「草部」もしくは「牛野」と「日野」。海部郡「伊麦」と「伊福」。葉栗郡「大家」と「大毛」。その他、丹羽郡の「井ノ字」と「稲木」、「諸桑」と「大桑」、さらには「石枕」と「上春」も検討してみてもよさそうに思われる。春部郡の「高田」と「高苑」、場合によっては「砥山」と「山村」など。これらのいくつかは、ほぼ確実に同一の郷を指し、「和名抄不載の郷」ではなくなるであろう。

長々と述べてきたが、筆者の論の主張ははっきりしている。これまでの『正倉院文書』等で判名している国名、郡評（名、郷（里）名や、木簡等で新たに判名したそれが、たとえば『和名抄』に掲載されているそれと「表記」が合致していないからといって、簡単に「和名抄不載の郷」と決めてはならないということである。むしろ、その「表記」と「和名抄」の「表記」との整合性を可能な限り追及すべきであ

ろう。

本稿の冒頭で述べた「長屋王家木簡」に記載された「褥多里」が、『和名抄』郷名中の「額田郷」にあたることを論証した拙稿もその一例である。また、その拙稿において、『令集解（巻卅四公式令）朝集使条中の「桑花」という、「見慣れない国名表記」が『和名抄』中の「相模」とは異なる「表記」ではあるが「サガミ」を指すことを論じたのもそれである。^{※22}

さて、問題は『和名抄』の「基準性」を重視するあまり、その「表記」および「読み」を絶対視する研究者の姿勢である。『和名抄』にも問題がないことはないのである。ここで、第三の問題に移りたい。『和名抄』の「表記」は確かか、ということである。ここでもまた、論の展開上、尾張国の郷名に的を絞って論述してみたい。先に掲げた「別表」を見ていただきたい。

愛智郡A欄「千竈（郷）」に注目していただきたい。実は、この郷については、古活字本『倭名類聚鈔』は「千電」と「表記」している。名古屋博物館本『和名類聚抄』の「表記」は「千竈」である。高山寺本・東急本も同様であるという。太田亮氏は、見出しは「千電」であるが、「本書作千電」、²³ 據高山寺「訂」とか「今按電は竈の誤也」という諸説を記し、「千電」ではなく「千竈」というのが本来の用字²⁴「表記」という考えのようである。^{※23} 先述した『愛

知県の地名』も「通説では、「電」は「竈」の誤りとする（日本地理志料）」。さらに、「郷名は「ちかま」としてよからう」とする。^{※24} おそらく、それでよいであろう。そこで、この別表の作成者である水野時二氏は、古活字本「千電」は誤りと考えて、A欄には「千電」と書くべき所を何のこともわりもなく「千竈」という「表記」を採用していることを説明しておかなければならない。

つまり、『和名抄』の「表記」には諸本による異同があり、この場合は諸本の比較のうえで、本来の「表記」を記したということである。

もう一つ、山田郡のA欄「志誤」郷を見ていただきたい。この郷のこの「志誤」という「表記」は、古活字本『倭名類聚鈔』も名古屋博物館本『和名類聚抄』もともにとる。さらに言えば高山寺本も東急本も同じ「表記」であるという。これについて太田亮氏は、愛知郡の「千電」と同じように「見出し」は「志誤郷」としながら、「尾張志」春日井郡下志段味村、和名抄志誤とかける誤は談のあやまりにて志談なるべし。「按本書作志談、今訂之」。「津田正生云誤は談の誤にて志段見村なり。」等々と記し、「志誤」ではなく「志談」が本来の「表記」という考えのようである。^{※25} 『愛知県の地名』も「誤は談の誤字とするのが通説である（尾張志、大日本地名辞書、日本地理志料）」とし、見出し語まで「志談郷」として「したみ」というルビを振っ

ている。^{*26} 筆者もその見解でよいと考える。その根拠は「談」という字と「誤」という字は活字では明らかな違いが認められるが、毛筆の書写、それも草書体のような書きぶりでは、いずれの字か、判読できなくなってしまうからである。

ここで、述べたいことは、『和名抄』の諸本が本来は「志談」と「表記」しなければならないのに、「志誤」と誤った「表記」をしていることである。つまり『和名抄』の「表記」も確かでないことがあるということである。言いかえれば『和名抄』の「表記」も絶対視してはならないということである。この点については、蜂矢真郷氏に「風土記によって知られる和名抄の誤り」という論述^{*27}があるので、筆者の見解を支えてくれるものと考えている。

それでは『和名抄』の第四の問題、地名の「表記」に付してある「読み」を絶対視してよいのか、という問題である。ここでもまた、尾張国の郷名によって考えていきたい。

別表の中島郡A欄「小塞」郷に注目したい。この郷については、古活字本「倭名類聚鈔」が「乎世木」と「読み」を付し、名古屋博物館本『和名類聚抄』も「ヲセキ」と「読み」を付している。その他高山寺本も「乎世支」、東急本も「乎世木」と「読み」を付しているという。この『和名抄』諸本に付してある、いわば「ヲセキ」という「読み」

は正しい「読み」なのであろうか。

太田亮氏は「(尾張志) 葉栗郡小関村。」を挙げ、「今小関村、属「葉栗郡」、関塞訓通」という見解を記しながら、「今詳ならず、葉栗郡に尾関村あれど、地形相混乱すべきにあらず」という見方も記している。さらには「津田正生云今詳ならず葉栗郡に小塞あるをそれなりといふ人もあれど郡界にもあらずはるかに隔たりたる地なれば取がたし。」という説も記している。^{*27} この氏の記述ぶりから、中島郡の「小塞郷」が葉栗郡の所在となっていることに疑問を持っていることが感じられる。『愛知県の地名』も「郷域について」、「現一宮市浅井町尾関を含む地域に比定する。おおよそこれが従来通説となっている。」が、『新編一宮市史』を引いて、「浅井町尾関説は成立しがたいようである。」と記す。^{*28}

「小塞」郷の郷域について、その比定が難しいようである。その要因を筆者は「小塞」郷を「ヲセキ」と読む『和名抄』の「読み」にあると考える。もう一度、別表を見ていただきたい。中島郡B欄に「大須」郷が見られる。筆者はA欄「小塞」とB欄「大須」が同一の地名を指し、「読み」は「オオス」と考えている。「大須」はよいとして、「小塞」がどうして「オオス」と読めるのか、当然疑問が起ころである。だが、たぶんそう読むことができそうなのである。

「小塞」の「小」は「オ」と読むことは納得してもらえ

るであろう。問題は「塞」である。「塞」は中国語で「gǎi」と発音する。日本語にすれば「サイ」「セ」「ス」などとなる可能性がある。つまり、「小塞」は「オス」とも読めそうなのである。そして、「オス」の「オ」は「オー」ないし「オオ」と発音することもある。三重県の県庁所在地「津」は一般的に「ツ」と読む。しかし、地元の人には「ツー」と長音で発音するのである。よって「オス」が「オース」ないし「オオス」と読むことも可能であると考える。

こう考えてよいとすれば、「小塞」は「オース」ないし「オオス」と読むことが可能である。よって中島郡A欄「小塞」とB欄「大須」とは同一の「読み」となり「オオス」ないし「オース」と読むことができそうである。

筆者の見解がもし是認されうるならば、『和名抄』の地名に付してある「読み」も絶対視してはならないということになる。

以上、長々と『和名抄』の問題について述べてきた。このことを前提において、本論に入っていくことにする。

三、「弘田郷」の「読み」

この稿の「はじめに」の項でふれて、そのままにしてあった「弘田郷」について、ようやく論を進めていくことにする。この郷については、古活字本『倭名類聚抄』には「比

路多」と「読み」が付されている。名古屋市博物館本『和名類聚抄』は錯乱があり、「弘田」郷の記載がない。高山寺本も郷名を欠く。東急本は「比呂多」と「読み」が付されているという。そこで、一般的には「弘田」郷は「ヒロタ」郷と読まれている。

ところで、市大樹氏は同じく「はじめに」の項でふれたように、空海についての官符「方田」郷と木簡に記された「難田」から、それらは「カタダ」と読むことができ、『和名抄』には記載されていないが、空海の出身地は「方田（カタダ）」であっても不思議ではないとされたのである。

そこまでの氏の思考は首肯されるであろう。だが、それではこれまで『和名抄』の郷名に基いて、空海の出身地は「弘田郷」と言われてきた、その「弘田郷」をどう位置付けたらよいか。「方田（カタダ）」が正しく、「弘田（ヒロタ）」が間違っているのか。そここのところをはっきりさせたい気がする。

結論から言えば、「方田（カタダ）」が正しく、「弘田（ヒロタ）」が間違っているといつてよいであろう。ただし、それは「弘田」を『和名抄』が「ヒロタ」と「読み」をつけたから間違っているのであって、「弘田」郷は間違っているわけではない。つまり、『和名抄』の「読み」を正しいと絶対視しているから、「弘田」を「ヒロタ」以外に読みを考えようとしない、その思考が問題なのである。『和

名抄』の読みがおそらく間違っているのである。

それでは、以下、その論証をすることにする。

「弘田」は「弘」と「田」にわけられる。「弘」を試みに『大漢和辞典』で引いてみる。

弘グコウ〔集韻〕胡肱切 hung²

とある。²⁹「弘」は中国語で「hung」と発音する。当時の読み方で言えば、「集韻」胡肱切となる。中国語を中国語そのままではなく、日本語化して日本語として取り入れようとした、いわば明治以降に欧米文化、とりわけ英語を英語そのままではなく、日本語化して取り入れようとした、その原形が中国語の日本語化である。英語の american を「アメリカ」として日本語化して取り入れた。「n」は省略である。この語については、兵庫県の県庁所在地神戸市にメリケン波止場があることも注目される。この場合は発音が弱い最初の「a」を省略して「メリケン」と日本語化して受け入れたのである。「メリカン」ではなく「メリケン」なのはカ行の発音なら揺れがあってもよいということなのだろう。それと同じことを古代の日本人は考えた。

よって、「hung」の「hun」は弱い言い方なので省略した。残るのは「g」という子音である。日本語は子音では終わらない。必ず母音で終わる。したがって、母音の「アイウ・エ・オ」を中国語の子音の後につけて日本語化しよう

とした。「g」に「a」をつければ「ga」即ち「ガ」となる。ただし、それを清音「カ」とするも濁音「ガ」とするのも裁量のうちである。よって、清音「カ」をとることにする。次に「田」である。同じく、『大漢和辞典』を引く。

田テン〔集韻〕亭年切 tien²

とある。この「田」の字の特長は名乗として「タ」「タダ」という言い方があることである。³⁰これで、意外にも簡単に決着がついた。「弘」は「カ」と読み、「田」は「タダ」と読む。「弘田」は「カタダ」と読めるのである。

つまり、木簡の「難田」＝官符の「方田」＝『和名抄』の「弘田」はいずれも「カタダ」と読むことができるのである。とすると、空海の出身地は得度した時の官符「讃岐国多度郡方田郷」が最もふさわしいと思われるが『和名抄』の「多度郡弘田郷」でも決して間違っていないのである。ただし、「弘田」郷は「ヒロタ」ではなく「カタダ」と読まねばならない。

この筆者の「弘田」を「カタダ」と読む「読み」は、飛鳥時代の木簡の「難田」、平安初期の太政官符の「方田」、その後の『和名抄』の「弘田」が「表記」こそ異なるものの、一貫して「カタダ」という読みで通すことができる点が強みである。だが、難点もないことはない。一つは、「田」を「タダ」と読む「名乗」がいつの時代から始まったのか

が『大漢和辞典』には明示されていない。つまり、『和名抄』成立当時、「名乗」として「タダ」という「読み」があったことが確認できないのである。もし、その当時、「名乗」として「タダ」という「読み」がなかったならば「弘田」を「カタダ」と読むことはできない。そういう危さもないことはないのである。

二つめは、「弘田」を「カタダ」と読む「読み方」は、「音訓読み」、いわゆる「重箱読み」である。一般的に、二字の熟語の「読み」―二字の地名も同じ―は「音音読み」もしくは「音訓読み」が多い。「音訓読み」即ち「重箱読み」が『和名抄』成立当時確認できるか、ということも問題となる。が、これは実は『和名抄』で確認できるのである。

古活字本『倭名類聚鈔』を見てみると、たとえば「武蔵国」（荏原郡）の項に「満田」の郷がある。そして、そこには「満田上音」と「満田」の「読み」が「音訓読み」であることを示している。これについては、名古屋市博物館本『和名類聚抄』でも「満田マシタ」とあり、その「音訓読み」が確認できるのである。なお『和名抄』の地名の「音訓読み」即ち「重箱読み」については、蜂矢真郷氏がその著『古代地名の国語学的研究』^{*31}で詳しく述べている。筆者の見解を支えてくれる論であると考えている。

三つめは、(木簡の)「難田」= (太政官符の)「方田」(カタダ)は「表記」としては『和名抄』不載の郷名である。

その「難田」=「方田」と、『和名抄』記載の「弘田」(ヒロタ)とが同一の郷であろうという根拠はあるのか、ということも問題となる。それを示せなければ、「弘田」=「カタダ」説は成立しないことにもなりかねない。そこで、その問題を考えていきたい。

平凡社『日本歴史地名大系 香川県の地名』は「弘田郷」を「現善通寺北部の弘田町を遺称地とし、一帯に比定される。」とする。^{*32} また、角川『日本地名大辞典 香川県』も「現在の善通寺市弘田町の地」「郷の中央を弘田川が流れ」^{*33} ているとする。ほぼ一致した見解である。なお、この「弘田」(ヒロタ)郷の遺称地「弘田(ヒロタ)町」は空海の「誕生院」と言われている善通寺の「西院」から一キロメートル程の地であると筆者は聞いている。^{*34}

一方、『善通寺市史』の「弘法大師伝」^{*35}によれば、「誕生所」である「現在の西院一帯が官符にでてくる方田である。」とし「善通寺の裏に弘田(ヒロタ)川を西院の南西の角で堰き止め巾一メートル程の横井を方田にひき最後に旭名池に及んでい」という。また、「今でも土地の農家は農繁期になると、「方田の井手さらえに行かねば。」とい「母は方田の田圃に行っている。」と言う。」と記している。さらに「善通寺に現存する古地図にはこの横井が通る周辺を方田とも片田とも記し、また、宝暦四年(一七五四)七月の善通寺に現存する古文書にも方田の地名が出ている」

という。なお、「方田の横井」という石碑も現存している。よって

「方田」(カタダ)と「弘田」(ヒロタ)とは地域的に重なりあう所が確認できる。またどち

らかという「方田」の地名が、弘法大師空海の出身寺院善通寺の西院に近いところに見られる。

こう考えてみると、空海の出身地は『和名抄』の「弘田郷」よりも官符に出てくる「方田郷」の方がよりふさわしい感じがしてくる。なぜなら、空海の誕生院と言われている善通寺の西院一带そのものが「方田」と今でも言われているからである。

だが、今まで「弘田(ヒロタ)郷」が空海の出身地と言われてきた、その通説はどのような根拠からののだろうか。これももう一度考えてみる必要があるであろう。

一つは言うまでもなく『和名抄』にその郷名が記載されているということであろう。その『和名抄』記載の郷名「弘田」(ヒロタ)は空海が出家したときの太政官符の「方田」より信頼されているということになる。それは本来から言え、木簡と同じくらいの一級史料である太政官符の郷名が、『和名抄』にその記載がないというだけで、『和名抄』



より劣った史料になってしまったことを意味する。それは逆に言えば『和名抄』を絶対視しているということになるであろう。

二つめは『和名抄』に続く中世の史料がほぼ「弘田郷」で一貫していることにある。太政官符の「方田」郷は全く出てこない。たとえば寛喜二年(一二三〇)の藤原定家の『明月記』にも「讃州弘田郷」とあり、南北朝初期の暦応頃(一三三八~四二)の善通寺々領目録にも「弘田郷領家職」とある、という。この「弘田郷領家職」という用語はその後もしばしば見られ、さらには文明九(一四七七~七九)頃には「弘田郷領家分代官職」という語も登場するようである。^{※36}そこで『和名抄』の郷名「弘田」が中世まで続いていると見て、それらの史料はすべて「ヒロタ」と読み誤ってしまったということが考えられる。

おもしろいことに天授三年(一三七七)には珍しく「弘田郷」以外の郷名が出てくる。「萩藩関関録」に「讃岐国頭田郷」というのが見られるのである。ところが角川『日本地名大辞典 香川県』は「弘田郷」の誤字としてしまうのである。^{※37}実はこの「頭田郷」こそは「弘田(ヒロタ)」の読みを考え直す貴重な史料となるはずであった。というのは「頭田」は「カミタダ」と読むことができ、「カピタダ」↓「カンタダ」↓「カタダ」という変化が可能となる。よって、「頭田」の読みは「カタダ」の可能性があるのである。

あの「方田」の「カタダ」である。

このように考えてくると『和名抄』の「弘田」（ヒロタ）の読みが大きく影響し、それを絶対視した結果「それ以外の読み」が考えられなくなってしまうとしたしか考えられない。中世の史料に「方田（カタダ）がほぼ出てこないのは「方田」の「表記」が「弘田」に変わったなどは夢にも考えられなかったからなのではないか。

なお、「方田」郷が「弘田」郷と表記が変化していることについて、一言しておきたい。

これは憶測ではないが、「弘法大師」の出身の郷であることが関係しているのではないか。つまり、「方田」郷は、その地方の地名に基づいた単なる郷名ではない。それに対して、「弘田」郷は、弘法大師の「郷」という賞讃のこめられた特別な郷名なのではないか。言ってみれば、弘法大師が崇められたことよって「方田」の「方」を「弘」とし、そうすることによって、弘法大師の出身の郷であることを鮮明にしようとした、という意図を感じるのである。即ち、弘法大師の出身の郷を尊敬する意味で、「弘田」郷と表記を改めたのではないか、というのが筆者の憶測である。

最後に、中世の「弘田」というたくさんさんの史料も、「弘田」がもし「カタダ」と読むことができれば、「カタダ」というように史料の「読み方」を変更しなければならなく

なるであろう、ということをおききたい。

四、まとめ

『和名抄』の地名の「表記」と「読み」について、『和名抄』をまず大事にし、木簡等の「他の表記」についても「表記」が異なるからといって簡単に『和名抄』に不記載だと結論づけないことが大切であることを論じてきた。それよりも「表記」は異なるが、なんとか『和名抄』の「読み」にならないかとねばり強く追求することが大切である。

一方、『和名抄』の「読み」を絶対視することも危険である。『和名抄』以外の「読み」が確かに確認できる時、その読みをもとに、『和名抄』の「読み」を今度は疑ってみることも大切である。そうすると意外にも『和名抄』の「読み」が間違っていることも改めて発見したりすることができるであろう。

その結果が、讃岐国多度郡（評）「難田」＝「方田」＝「弘田」＝「頭田」＝「カタダ」の郷であった。空海は「弘田」の郷の出身でもよかったのである。

一抹の不安もないではないが、問題提起をするものである。諸賢の厳しいご批判をお願いしたい。

〔注〕

- ※1 『倭名類聚鈔』一 日本古典全集 昭和五年（現代思潮社の覆刻版あり）以下では通称の『和名抄』を用いるが、必要に応じて『倭名類聚鈔』等も用いる。
- ※2 寺崎保弘氏「長屋王家木簡郡名考証二題」（『文化財論叢Ⅱ』奈文研40周年記念論文集）一九九五 同朋社
- ※3 『倭名類聚鈔』二「播磨国」の項では「宍粟郡」ではなく「完粟郡」となっている。名古屋博物館本でも「完粟」と「表記」は同じだが「読み」が付されている。
- ※4 拙稿「木簡等における難読地名の読み（試論）―「褥田」と「桑花」―」国語学懇話会編『みくにことば』中日出版社 平成二十七年一月。
- ※5 市大樹氏「飛鳥の木簡―古代史の新たな解明」中公新書 二〇一二年六月 コラム②空海の出身地 七七〜七八ページ。
- ※6 『平安遺文』第八卷 四三二四 太政官符 三三三〇ページ。
- ※7 ※5の「コラム」七八ページ。
- ※8 平凡社『日本歴史地名大系 香川県の地名』五七七ページ。角川『日本地名大辞典 香川県』六九一ページ、他。
- ※9 太田亮氏『日本国誌資料叢書』第十卷 尾張国。大正十五年。筆者は臨川書店の復刻版を用いている。
- ※10 水野時二氏『条理制の歴史地理学的研究』大明堂 昭和四十六年三月。五四三〜五四四ページ
- ※11 同右。五四四ページ。
- ※12 注9。三〇ページ。
- ※13 同。三九ページ。
- ※14 注10。五四五ページ。
- ※15 峰矢真郷氏『古代地名の国語学的研究』一三二〜一三三三ページ。和泉書院。二〇一七年三月。
- ※16 注9。四〇ページ。
- ※17 『寧楽遺文』中巻 五三九ページ。
- ※18 同。五二四ページ 上段。
- ※19 注9。三八ページ。
- ※20 平凡社『日本歴史地名大系 愛知県の地名』六一ページ。
- ※21 同。
- ※22 注4拙稿では、「桑花」を「サガフ」と読むことで終わっている。が、当時「サガフ」「サガム」と読まれていたと考えられる。「サガム」は「相武」と同じ「読み」であり、やがて「サガミ」と読みが変化したと、考えられる。
- ※23 注9。二九ページ。
- ※24 注20。四五ページ。
- ※25 注9。二六ページ。
- ※26 注20。五一ページ。
- ※27 注9。一〇ページ。
- ※28 注20。五六ページ。
- ※29 諸稿轍次氏『大漢和辞典』巻四。六九二ページ。
- ※30 同 巻七。一〇五二ページ。
- ※31 注15。七五〜七七ページ。
- ※32 注8。五七ページ。
- ※33 注8。六九一ページ。
- ※34 善通寺市教育委員会 笹川龍一氏のご教示による。
- ※35 『善通寺市史』第一巻 六三八ページ。
- ※36 注8。角川 六九一〜六九二ページ。
- ※37 同 六九二ページ。

（こばやし むねはる）